

令和3年4月1日

保護者の皆様

近畿大学工業高等専門学校
情報処理教育センター

ノートパソコン一日貸出制度について

拝啓 ますますご高配のこととお慶び申し上げます。

学生が授業等で緊急にノートパソコンを必要とする状態になったときの対策として、ノートパソコンの一日貸出制度を設けております。

貸出に関する規定は、以下のようになります。

- ① 一日貸出申請書（本人自筆）を提出し、情報センターで所定の手続きを行うこと。
- ② 貸出期間は当日の午前9時から午後4時30分までとする。（感染症禍などによる時間変更、臨時休室・長期休室は別途掲示）
- ③ 対象は本学の学生のみとし、学生証の提示により、本人確認を行う。
- ④ 原則として、学外への持ち出しは一切、不可とする。
- ⑤ 貸出期間の延長は認めない。延長を希望する場合も一旦ノートパソコンを情報センターに返却して、再度貸出し手続きをすること。
- ⑥ 貸出機器に保存されたデータは、PCの再起動により初期化される。必要なデータ等は各自で別途保存すること。
- ⑦ 貸出希望の理由が正当なものと認められない場合には、貸出を行わない。
- ⑧ 貸出可能な機種は、Vostro15 3000シリーズ core i3 (OS:Win8.1)
- ⑨ 貸出中に万一、盗難・紛失・破損等のあった場合には、直ちに情報センターに届け出ること。必要な場合には、同等性能以上の機種の購入または修理費の支払いをもって弁済すること。弁済については、令和3年度の学生ノートパソコン貸出規程（学生便覧参照）に準じ、別途定める。
- ⑩ 貸出期間中の他学生への転貸や貸出期間の延長は認めない。
- ⑪ 上記規程に違反した場合、当該学生に対して再貸出を行わないものとする。

（1）返却日時が過ぎた場合について

貸出日時に返却されない場合は1回目：注意、2回目：反省文、3回目以降：指導カード、5回目以降：貸出禁止としております。台数は十分に用意しておりますが、次に貸出を待っている学生のため、またメンテナンスのため、返却日時は守るように指導させていただいております。

（2）修理費負担について

一日貸出において修理を要する状態となった場合、修理または同等性能以上の機種の購入となります。ご本人の修理費負担比率は以下のようになります。

（i）Vostro15 3000シリーズ core i3 : メーカー請求額の4割（学校負担6割）

（ii）貸出機種の同等性能以上の機種購入における弁済

ノートパソコンの修理費未払いおよび弁済をされていない場合は学費未納と同等の扱いとなり、卒業延期などの厳しい処分になる可能性がございます。

以上、何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくごお願い申し上げます。

ご不明の点は、担当の本田（TEL: 0595-41-0111）までご連絡いただきますよう、ごお願い申し上げます。

敬具